

平成 27 年 4 月 16 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号
日本アコモデーションファンド投資法人
代表者名 執行役員 登張 信實
(コード番号 3226)

資産運用会社名
株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント
代表者名 代表取締役社長 伊倉 健之
問合せ先 取締役財務本部長 野原 聡史
(TEL. 03-3246-3677)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

日本アコモデーションファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成 27 年 4 月 16 日開催の本投資法人役員会におきまして、下記の内容の規約変更及び役員選任案を、平成 27 年 5 月 19 日開催予定の第 7 回投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該議案は、上記投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正により、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが必要とされたため、その旨追加し、また規定を新設するものであります（変更案第 2 条及び第 26 条第 2 項）。また、これにあわせて、主たる投資対象を定めた現行規約第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項を変更するものであります（変更案第 27 条第 1 項及び第 28 条第 1 項）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の改正により、本投資法人は投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合、かかる自己投資口の取得が可能とされたため、その旨の規定を新設するものであります（変更案第 5 条第 2 項）。
- (3) 原則として隔年で開催されていた投資主総会の開催時期を明確にするため、本投資法人の投資主総会は、平成 29 年 4 月 25 日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの 4 月 25 日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定を新設するものであります（変更案第 9 条第 3 項第一文）。また、投信法の改正により、変更案第 9 条第 3 項第一文の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から 25 ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、公告を要しない旨の定めがなされたため、その旨規定の変更を行うものであります（変更案第 9 条第 4 項ただし書）。
- (4) 変更案第 9 条第 3 項第一文の規定に従った投資主総会の他、必要があるときは随時投資主総会を招集できることを明確にするため、その旨の規定を新設するものであります（変更案第 9 条第 3 項第二文）。
- (5) 変更案第 9 条第 3 項第一文に従って開催される投資主総会において議決権を行使することのできる投資主を明確にするため、当該投資主を定める基準日の規定を新設するものであります（変更案第 15 条第 1 項第一文）。このため、現行規約第 15 条第 1 項は変更案第 9 条第 3 項第二文の規定により開催される投資主総会において議決権を行使することのできる投資主を定める規定となる旨、明記するものであります（変更案第 15 条第 1 項第二文）。

- (6) 執行役員及び監督役員の任期について、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮できるよう規定の変更を行うものであります（変更案第17条第2項）。
- (7) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正により、再生可能エネルギー発電設備が特定資産に該当する資産として追加されたため、再生可能エネルギー発電設備を本投資法人の投資対象として明記するものであります（変更案第28条第2項第3号）。
- (8) 投資法人における会計と税務の処理の差異（税会不一致）による課税負担を解消する税法改正を受け、本投資法人が課税負担の軽減を目的として利益を超えた金銭の分配を行うことを可能とするため、規定の変更を行うものであります（変更案第34条第2項）。
- (9) 上記のほか、必要な字句の修正及び表現の統一を行うものであります（変更案第9条第4項、第25条、第28条第2項第1号⑩）。

（規約変更の詳細については、添付の「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

執行役員1名（登張信實）及び監督役員3名（富田武夫、高部道彦、袖山裕行）全員は、平成27年5月20日をもって任期満了となります。このため平成27年5月19日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員2名及び監督役員3名の選任について、議案を提出いたします。

(1) 執行役員候補者

登張 信實（現任）

伊倉 健之（新任）

(2) 監督役員候補者

袖山 裕行（現任）

太田 恒久（新任）

齋藤 弘明（新任）

（役員選任の詳細については、添付の「第7回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

平成27年4月16日 第7回投資主総会招集の役員会決議

平成27年4月24日 「第7回投資主総会招集ご通知」の発送（予定）

平成27年5月19日 第7回投資主総会開催（予定）

以 上

* 本資料の配布先 : 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.naf-r.jp>

<添付資料>

- ・第7回投資主総会招集ご通知

(証券コード 3226)
平成27年4月24日

投資主各位

東京都中央区日本橋一丁目4番1号
日本アコモデーションファンド投資法人
執行役員 登 張 信 實

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成27年5月18日（月曜日）午後5時30分までに到達するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第14条において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、当日ご出席いただかず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、かかる投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月19日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング1階「プラザホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員2名選任の件
- 第3号議案 監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本投資主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名に委託することができます。この場合には、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証する書面をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.naf-r.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正により、資産を主として不動産等資産に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが必要とされたため、その旨追加し、また規定を新設するものであります（変更案第2条及び第26条第2項）。また、これにあわせて、主たる投資対象を定めた現行規約第27条第1項及び第28条第1項を変更するものであります（変更案第27条第1項及び第28条第1項）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の改正により、本投資法人は投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合、かかる自己投資口の取得が可能とされたため、その旨の規定を新設するものであります（変更案第5条第2項）。
- (3) 原則として隔年で開催されていた投資主総会の開催時期を明確にするため、本投資法人の投資主総会は、平成29年4月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの4月25日及び同日以後遅滞なく招集する旨の規定を新設するものであります（変更案第9条第3項第一文）。また、投信法の改正により、変更案第9条第3項第一文の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、公告を要しない旨の定めがなされたため、その旨規定の変更を行うものであります（変更案第9条第4項ただし書）。
- (4) 変更案第9条第3項第一文の規定に従った投資主総会の他、必要があるときは随時投資主総会を招集できることを明確にするため、その旨の規定を新設するものであります（変更案第9条第3項第二文）。
- (5) 変更案第9条第3項第一文に従って開催される投資主総会において議決権を行使することのできる投資主を明確にするため、当該投資主を定める基準日の規定を新設するものであります（変更案第15条第1項第一文）。このため、現行規約第15条第1項は変更案第9条第3項第二文の規定により開催される投資主総会において議決権を行使することのできる投資主を定める規定となる旨、明記するものであります（変更案第15条第1項第二文）。

- (6) 執行役員及び監督役員の任期について、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮できるよう規定の変更を行うものであります（変更案第17条第2項）。
- (7) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正により、再生可能エネルギー発電設備が特定資産に該当する資産として追加されたため、再生可能エネルギー発電設備を本投資法人の投資対象として明記するものであります（変更案第28条第2項第3号）。
- (8) 投資法人における会計と税務の処理の差異（税会不一致）による課税負担を解消する税法改正を受け、本投資法人が課税負担の軽減を目的として利益を超えた金銭の分配を行うことを可能とするため、規定の変更を行うものであります（変更案第34条第2項）。
- (9) 上記のほか、必要な字句の修正及び表現の統一を行うものであります（変更案第9条第4項、第25条、第28条第2項第1号⑩）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第2条（目的）</p> <p>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として特定資産（投信法に掲げるものをいう。以下同じ。）に対する投資として運用することを目的とする。</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）に基づき、資産を主として<u>不動産等資産（特定資産（投信法に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に定めるものをいう。以下同じ。）のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする。</u></p>
<p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。 （新設）</p>	<p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し<u>及び合意による自己の投資口の取得</u>）</p> <p>1. 本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。 2. <u>本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p>
<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. ～2. （省略） （新設）</p>	<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>投資主総会は、平成29年4月25日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの4月25日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. <u>投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日</u>の2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発する。</p>	<p>4. <u>投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日</u>の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発する。<u>但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p>
<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. ～ 3. （省略）</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. <u>本投資法人が第9条第3項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成29年2月末日及び以後隔年ごとの2月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第3項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</u></p> <p>2. ～ 3. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>	<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げない。</u>また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p>
<p>第25条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬額は、1営業期間200万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、毎年2月、5月、8月及び11月の各末日までにそれまでの3ヵ月分を会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>	<p>第25条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬額は、1営業期間200万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、毎年2月、5月、8月及び11月の各末日までにそれまでの3ヶ月分を会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>
<p>第26条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、投資主価値の最大化を目的とし、中長期的観点から、安定的な収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>第26条（資産運用の基本方針）</p> <p>1. <u>本投資法人は、投資主価値の最大化を目的とし、中長期的観点から、安定的な収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うものとする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として不動産等資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第27条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>不動産等（第28条第1項第2号に定義する。）及び不動産対応証券（第28条第1項第3号に定義する。）</u>（以下、<u>不動産等及び不動産対応証券を併せて「不動産関連資産」と総称する。</u>）を<u>主たる投資対象</u>とする。</p> <p>2. 本投資法人は、主として居住の用に供される不動産（複数の不動産で一体開発若しくは一体利用されている場合を含む。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産に対して投資するものとする。</p> <p>3. ～6. （省略）</p>	<p>第27条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>第28条に掲げる資産</u>を投資対象とする。</p> <p>2. 本投資法人は、主として居住の用に供される不動産（複数の不動産で一体開発若しくは一体利用されている場合を含む。）が本体又は裏付けとなっている不動産関連資産（<u>第28条第1項に掲げる資産をいう。</u>）に対して投資するものとする。</p> <p>3. ～6. （現行どおり）</p>
<p>第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、<u>主として以下に掲げる特定資産</u>に投資する。</p> <p>(1) ～ (3) （省略）</p> <p>2. 本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 次に掲げる特定資産</p> <p>①～⑨（省略）</p> <p>⑩金銭債権（<u>投信法施行令に定めるものをいう。</u>）</p> <p>⑪（省略）</p> <p>(2) （省略） （新設）</p> <p>3. （省略）</p>	<p>第28条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. 本投資法人は、第26条に定める基本方針に従い、<u>以下に掲げる特定資産</u>に投資する。</p> <p>(1) ～ (3) （現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産に投資する。</p> <p>(1) 次に掲げる特定資産</p> <p>①～⑨（現行どおり）</p> <p>⑩金銭債権（<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。</u>）</p> <p>⑪（現行どおり）</p> <p>(2) （現行どおり）</p> <p>(3) <u>再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。）</u></p> <p>3. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 利益を超える金銭の分配 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令に規定する「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えない場合には、「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。</p> <p>3. ～5. （省略）</p>	<p>第34条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 利益を超える金銭の分配 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投資主に対し、投信法に基づく承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができる。本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令に規定する「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えない場合には、「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとする。<u>また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会において適切と判断した場合、役員会が決定した金額により利益を超えて金銭の分配をすることができるものとする。</u></p> <p>3. ～5. （現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員2名選任の件

執行役員登張信實は、平成27年5月20日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員2名の選任をお願いするものであります。なお、執行役員の任期は、平成27年5月21日から2年となります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成27年4月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	と ぼり のぶ み 登 張 信 實 (昭和22年3月8日)	昭和46年4月 三井不動産株式会社入社 平成9年4月 広報部長 平成13年4月 執行役員 広報部長 平成16年4月 顧問 平成16年6月 常勤監査役 平成20年6月 顧問 平成25年5月 日本アコモデーションファンド投資法人 執行役員(現任)
2	い くら たて ゆき 伊 倉 健 之 (昭和36年8月10日)	昭和59年4月 三井不動産株式会社入社 総務部 昭和62年6月 ビルディング事業本部 ビルディング営業部 平成4年4月 株式会社エム・エフ・ビルマネジメント(現 三井不動産ビルマネジメント株式会社) 出向 平成7年4月 三井不動産株式会社 資産情報運用部 平成9年10月 三井不動産投資顧問株式会社 出向 平成12年4月 三井不動産株式会社 総務部 平成18年4月 総務部兼監査室 平成22年4月 業務管理部長 平成24年4月 企画調査部長 平成27年4月 株式会社三井不動産アコモデーションファン ドマネジメント 出向 代表取締役社長(現任)

- ・執行役員候補者伊倉健之は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメントの代表取締役であります。なお、執行役員候補者登張信實と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・執行役員候補者登張信實は、本投資法人の投資口11口を保有しています。
- ・執行役員候補者伊倉健之は、本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で保有していません。
- ・執行役員候補者登張信實は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員富田武夫、高部道彦及び袖山裕行の3名は、平成27年5月20日をもって任期満了となりますので、監督役員3名の選任をお願いするものであります。なお、監督役員の任期は、平成27年5月21日から2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略	歴
1	そで やま ひろ ゆき 袖山裕行 (昭和32年10月26日)		昭和55年4月 国民金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)入庫 昭和58年9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 昭和62年7月 公認会計士・税理士登録 袖山公認会計士事務所開設(現任) 平成9年8月 株式会社日本ビジネスソリューション 取締役(現任) 平成11年3月 公益財団法人教育資金融資保証基金 評議員(現任) 平成11年6月 社団法人電信電話工事協会(現一般社団法人情報通信エンジニアリング協会) 監事(現任) 平成15年5月 財団法人日本炭酸飲料検査協会(現一般財団法人日本清涼飲料検査協会) 監事(現任) 平成16年5月 一般財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会 監事(現任) 平成17年3月 全国情報通信資材株式会社 監査役(現任) 平成17年6月 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 監事(現任) 平成17年10月 日本アコモデーションファンド投資法人 監督役員(現任) 平成19年3月 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 監事(現任) 平成19年4月 公益財団法人公庫団信サービス協会 評議員(現任) 平成20年5月 一般財団法人日本木材総合情報センター 監事(現任) 平成21年5月 公益社団法人日本給食サービス協会 監事(現任) 平成21年10月 一般社団法人日本ケーブルラボ 監事(現任) 平成22年6月 公益社団法人全国宅地擁壁技術協会 監事(現任) 平成23年6月 一般財団法人大日本蚕糸会 監事(現任) 平成25年4月 公益社団法人静岡県観光協会 監事(現任) 平成25年6月 公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会 監事(現任) 平成26年2月 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 監事(現任)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
2	おお た つね ひさ 太 田 恒 久 (昭和28年3月2日)	昭和53年4月 弁護士登録・第一東京弁護士会所属 和田良一法律事務所入所 平成4年3月 太田・石井法律事務所開設(現任) 平成9年6月 経営法曹会議 常任幹事(現任) 平成14年1月 金融整理管財人(船橋信用金庫) 平成19年4月 第一東京弁護士会 副会長 平成21年6月 新司法試験 考査委員(労働法担当) 平成26年4月 一般社団法人全国社会保険協会連合会 監事(現任)
3	さい とう ひろ あき 齋 藤 弘 明 (昭和35年12月21日)	昭和58年9月 玉置税理士事務所入所 昭和62年3月 税理士登録 昭和62年9月 小泉税理士事務所入所 平成3年1月 佐藤税理士事務所入所 平成3年11月 東北総合鑑定所入所 平成11年2月 不動産鑑定士登録 平成12年3月 キャンベール不動産鑑定事務所(現アルタ東京 不動産鑑定事務所)開設(現任) 平成13年1月 国土交通省地価公示鑑定評価員 平成15年1月 福島地方裁判所競売評価人 平成16年4月 福島家庭裁判所家事調停委員 平成16年4月 福島地方裁判所民事調停委員 平成18年1月 福島地方裁判所借地借家法による鑑定委員 平成18年12月 税理士法人アルタ東京会計事務所代表社員(現任) 平成19年2月 株式会社アルタビジネスコンサルタント 代表取締役(現任) 平成25年8月 アルタ東京行政書士事務所開設(現任)

- ・上記各監督役員候補者は、上記記載以外の他の法人の役員である場合がありますが、それらを含め、上記各監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者袖山裕行は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

その他の参考事項

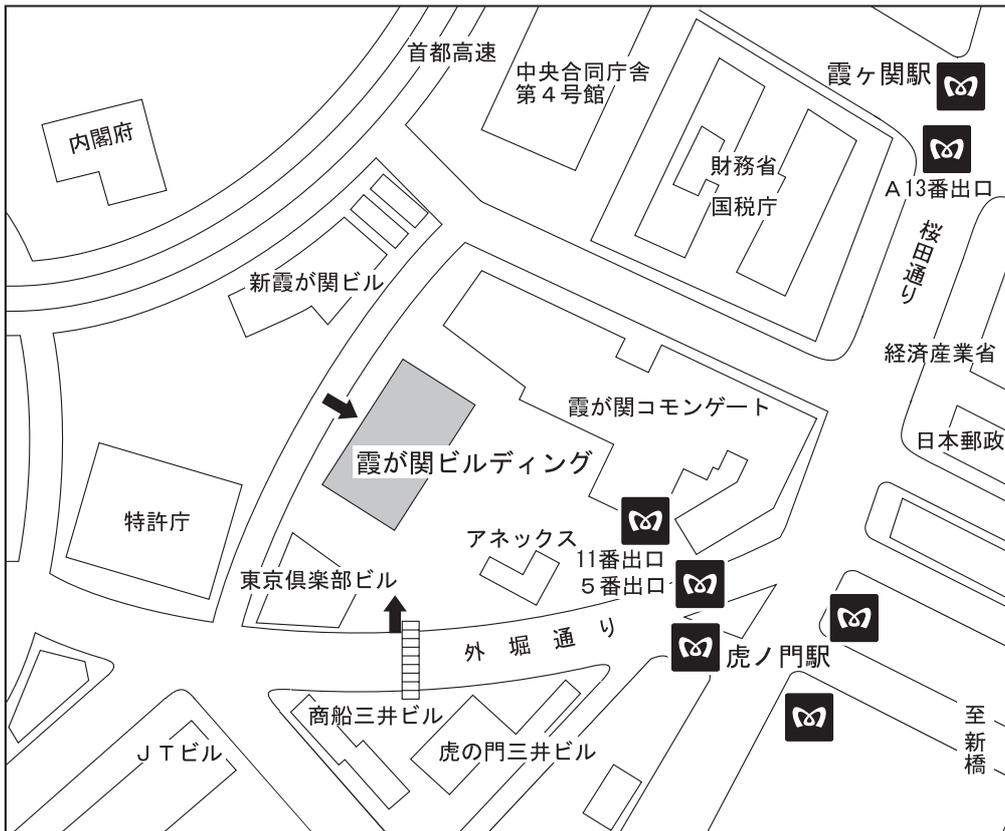
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

第7回投資主総会会場ご案内図

霞が関ビルディング1階「プラザホール」

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号



地下鉄 銀座線 虎ノ門駅11番出口より 徒歩約3分

千代田線

丸の内線

日比谷線

霞ヶ関駅A13番出口より 徒歩約8分

なお、当日は、本投資主総会用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。